

就労系障害福祉サービス事業所 御中

武蔵野市健康福祉部障害者福祉課長

就労系障害福祉サービスの在宅利用の取り扱いについて（お願い）

平素より武蔵野市の障害者福祉施策にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

令和 4 年 3 月 30 日付けで東京都福祉保健局から発出された「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱いについて」を受けて、本市での取り扱いを定めました。

今後、常時在宅でのサービス提供を行う事業所において、在宅でのサービス利用を希望される方がいる場合は、下記のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 対象事業所

コロナ禍における臨時的な対応としてではなく、常時の取り扱いとして、在宅でのサービス利用を希望する対象者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した方に対して在宅でのサービス提供を行う就労系障害福祉サービス事業所（就労移行支援、就労継続支援 A 型・B 型）

2 提出書類

- (1) 在宅におけるサービス提供に係る届出書（市が定める様式）
- (2) 個別支援計画（在宅サービスを利用する旨が記載されているもの）
- (3) 都へ提出した運営規程
- (4) 都へ提出したチェックリストの写し

※当市の地区担当ケースワーカーに連絡のうえ、書類をご提出ください。

※利用者ごとに作成し、提出してください。

3 その他

- (1) 在宅でのサービス提供を行うにあたっては、東京都への届け出が必要となります。
- (2) 在宅でのサービス利用は、事業所の都合ではなく支援対象者が希望していることが要件となります。
- (3) 提出書類において、在宅でのサービス利用でも支援効果が期待できることが読み取れることが必要です。
- (4) 利用者の状況や事業所における支援予定内容によっては、在宅でのサービス利用が認められない場合があります。
- (5) 提出書類の確認、事業所及び対象者への聞き取り等を踏まえて、在宅でのサービス利用の

可否についてご連絡します。

- (6) 在宅でのサービス利用が認められる期間は、サービスの支給決定期間と同一とします。(更新の際は、再度書類の提出が必要となります。)
- (7) 在宅でのサービス利用が認められた場合は、国保連に提出する「サービス提供実績記録票」の備考欄に「在宅支援」と記載をお願いいたします。なお、提供した支援に係る記録を作成・保管しておくようお願いします。
- (8) 届出内容に虚偽等があることが判明した場合、報酬の返還等を求めることがありますのでご注意ください。
- (9) 令和4年4月以降、常時在宅でのサービス提供を行う事業所は、書類の提出が必要です。本通知の発出前に、既に在宅でのサービス提供を行っている事業所についても、必要書類の提出をお願いします。

【お問い合わせ・書類提出先】

武蔵野市健康福祉部障害者福祉課

電話：0422-60-1847

E-mail：sec-syougai@city.musashino.lg.jp

(担当)

- ・本通知に関すること：三浦、吉村
- ・在宅利用の可否について：対象者の地区担当ケースワーカー
- ・請求に関すること：鈴木